

にしかつら

平成21年
1
月号



児童館・ひよこ学級 クリスマス会



謹賀新年



発行：西桂町役場 総務課 広報担当

広報に関するご意見・ご質問は

TEL : 0555-25-2121 FAX : 0555-20-2015

E-mail : kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp



総務課

町民サロンよりお知らせ！

「町民サロン」「ふれあいサロン三ツ峠」をご利用下さい！

役場東別館に整備した「ふれあいサロン三ツ峠」もオープンして1ヶ月がたちました。運営委員会「水仙」の皆様のボランティアによるご協力のもと、会議、打ち合わせ、文化活動等様々な用途でご利用いただいております。

「ふれあいサロン三ツ峠」では、町民の絵画や写真等の展示ができるギャラリーコーナー（フリースペース）や、町民誰でも立ち寄ることのできる談話室、申し込みにより会議や打ち合わせなどで利用できる多目的室

（2室）があります。

町民の皆様の施設ですので気軽にご利用下さいます様ご案内いたします。

なお、運営委員会「水仙」では一緒に運営していただける会員を募集しておりますので興味のある方はお問合せ下さい。

「ふれあいサロン三ツ峠」の利用案内

開館（平日）

午前8時30分～午後5時30分
ただし、事前申し込みにより平日及び休祭日においても午前8時30分～午後10時まで利用できます。

会員募集・施設利用申し込み・

施設の間合せは

総務課管理係まで

「ふれあいサロン三ツ峠」は地域の茶の間です！



税務住民課

平成21年から「西桂町」ではeLTAX（エルタックス）地方税の電子申告・届出等を開始いたします！！

西桂町では、平成21年1月から地方税の総合窓口eLTAXを導入します。導入により本来紙で行っていた地方税の届出・申告等を自宅やオフィス、あるいは税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用して行うことができます。

西桂町で「利用できる税目」及び「手続きの流れ」については、当町ホームページに掲載しております。なお、eLTAXに関する詳細につきましては、eLTAXホームページ（<http://www.eltax.jp>）をご覧ください。

住民税申告について

1月1日現在町内に住所のある方で申告が必要な場合は3月16日までに住民税の申告をして下さい。

申告の必要がない場合

- ・ 所得税の確定申告をされた方
- ・ 給与収入のみで年末調整をされた方

申告が必要な場合

- ・ 2ヶ所以上からの収入があった方
- ・ 前年中の所得がなかった方
- ・ 町外に居住する方の扶養になつて居る方
- ・ 年末調整をされなかった方
- ・ 公的年金収入のみの方
- ・ 遺族年金・障害者年金を支給されている方

持参するもの

- ・ 源泉徴収票など平成20年中の所得がわかるもの
- ・ 国民年金保険料等の証明書
- ・ 生命保険料、地震保険料等の支払証明書
- ・ その他申告に必要なもの
- ・ 印鑑

申告期間

平成21年2月16日から
3月16日（土日祝祭日を除く）
ただし、2月22日は
日曜日申告窓口となります。

（時間）

午前9時～午後4時

（場所）

西桂町役場2階 中央公民館

※この期間内に申告をしてください。申告しないと「所得証明書の発行が出来ない」、「児童手当が受給できない」、「国民健康保険の減額措置が受けられない」など行政サービスに支障をきたす場合があるので、ご注意ください。

※この期間につきまして、役場でも確定申告の受付を行っております。

なお、当町では窓口の混乱を避けるため、左記地区別日程により申告を受付いたします。出来る限り地区日程にてお願いいたします。

- 2月16日（月）：倉見
 - 2月17日（火）：柿園
 - 2月18日（水）：本町・上町
 - （東町、仲町、金山町）
 - 2月19日（木）：上町
 - （柳町、都町、浅間、横道、揚
 - 2月20日（金）：下暮地
- 問い合わせ先
税務住民課税務係



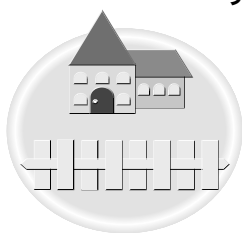
住民税の 住宅ローン控除

平成19年度からの税源移譲により所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合について、**平成11年から平成18年まで**に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合、対象者につきましては、平成20年度以降、翌年の町民税・県民税から差し引けるようになりまし

また、個人町民税・県民税での住宅ローン控除の適用を受けるには、**毎年、市区町村へ該当となる方からの申告**が必要となります。

なお、19年以降に入居した場合は、所得税において、税源移譲に対応した新たな住宅ローン控除が選択できるようになりましたので、住民税の控除はありませんのでご了承ください。

申告期限は**平成21年3月16日(月)まで**です。



住基カード 無料交付について

西桂町では、住民基本台帳カードの普及促進のため平成21年1月1日から平成23年3月31日まで住基カード手数料500円を無料にします。(再交付の場合も同じく手数料は無料です。)

●住基カードってなあに？

正式名称を「住民基本台帳カード」といい、市区町村が交付する安全性に優れたICカードのことです。「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2つがあり、希望するカードを選択できます。特に「写真付き住基カード」は運転免許証などと同様に、公的な身分証明書としてご利用できます。

●こんなときに便利な「写真付き住基カード」!!

- ①銀行等の窓口で、口座開設・10万円を超える現金振込をするとき
- ②住民票の写しや戸籍謄抄本などの交付を請求するとき
- ③転入・転出や婚姻届など各種届出をするとき など

※運転免許証を自主的に返納した方は「写真付き住基カード」を持っていると運転免許証やパスポートと同じように、公的な身分証明書としてご利用できます。

平成20年分の所得税の確定申告の提出を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成21年1月5日から3月16日までの期間にe-Tax(インターネット)で国税電子申告・納税システムで行う場合、所得税額から最高5,000円(その年の分の所得税額を限度とします。)の控除を受けることができます。(平成19年分の確定申告で、この税額控除の適用を受けた方は受けられません。)

★電子証明書を取得して税金の申告をしませんか？

e-Taxを利用するには、電子証明書の取得が必要です。電子証明書とは住民がインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出等の行政サービスを受けるために利用するものです。

●電子証明書の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で「住基カード」を入手し、申請書を提出して取得できます。(発行手数料として500円が必要となります。住基カードに

ついては、平成21年1月1日から平成23年3月31日までは無料です。)本人確認書類として、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書が必要です。

★詳細な情報については、次のホームページをご覧ください。

★**住基カード** <http://juki-card.com/index.html>

★**電子証明書(公的個人認証サービス)** <http://www.jpki.go.jp/index.html>

★**ICカードリーダーライター** <http://www.jpki-rw.jp/>

★**e-Tax(国税電子申告・納税システム)** <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

★**e-Tax確定申告特集ページ** <http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/>



★**住基カード、電子証明書の取得方法**については、左記の窓口にお問い合わせください。

税務住民課 住民係
☎25-2121

「ねんきん特別便」 に係る無料相談を 行います

現在、社会保険庁ではすべての年金受給者に対し「ねんきん特別便」を送付しています。これに伴い社会保険労務士による無料相談が役場にて再度1月から3月まで開催されますのでお知らせします。

相談を受けられる方は「ねんきん特別便一式」、「年金証書」、「認印」、「年金手帳」(お持ちの場合)をご持参の上、ご相談ください。

日時 平成21年1月13日、2月10日、3月10日

午前9時〜12時
午後1時〜4時

場所 役場1階事務所

問合せ先

年金ダイヤル

☎0570-05-1165

山梨社会保険事務局

大月事務所

☎0554-22-3811



不燃ごみの分別にご協力ください

不燃ごみは、袋のまま出すのではなく、ビン・カン・不燃にしっかり分けて、ごみステーションのコンテナに入れて出してください。

カンのコンテナにビンを入れることはやめてください。

ビンは中を洗い、キャップははずしてください。

カンは中を洗い、つぶして出してください。

コンテナの配置は設置場所が確保できるごみステーションに限られます。

また、ビン・カンはできるだけ、毎月第2土曜日の資源物回収に出してください。
問い合わせ先 環境係



ゴミの野焼き禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、廃棄物の野外焼却を禁止しています。



【例】

・家庭から出たゴミや廃品の焼却・解体した家屋から出た木くずや廃畳等の焼却・事業活動で出た紙くず等の焼却・霜害を防ぐための廃タイヤ等の焼却・農業でマルチングやビニールハウスに使用したビニール類の焼却

【例外】

・廃棄物処理基準に適合した焼却炉でのゴミの焼却（排ガス処理装置等を完備した焼却炉でのみ可能です）
・災害の応急対策や復旧のために必要なゴミの焼却・農業者や林業者が行う稲わらや伐採した枝等の焼却・「どんと焼き」など風俗習慣又は宗教行事を行うための焼却・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却（例～たき火、キャンプファイヤー、暖をとる為の薪の焼却など）

いずれの場合もビニール、プラスチックなどゴミを燃すことは出来ません。）

◆法律に違反して野外焼却を行った場合は、以下の罰則の適用を受け処罰されます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16の2、同法第25条1項

5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金

町民個々人が協力して違法なゴミの野外焼却をなくしましょう！

問い合わせ先：

富士・東部林務環境事務所 環境課
☎ 0554-45-7811
西桂町役場 産業振興課
☎ 25-2121

不法投棄

◆不法投棄は犯罪です！

ごみの不法投棄は、平成13年に「家電リサイクル法」が施行され、家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の処分が有料となってから急激に増加し、その後も増加傾向にあります。不法投棄される主なものは、家電4品目や大型ごみの他、タイヤ、スプリング入りマットレス等の町で処理できない品目がほとんどを占めています。

不法投棄は、環境汚染にもつなげる犯罪であり、法律で厳しく罰せられます。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第8項

不法投棄した場合、5年以下の懲役または1000万円（法人には1億円まで加重ができる）以下の罰金にするなど、厳しい罰則が設けられています。

◆不法投棄を見つけたら・・・

不法投棄した人や車を発見したときは、次のところへ連絡をお願いします。

- 大月警察署西桂駐在所 ☎ 25-2006
- 大月警察署 ☎ 0554-22-0110
- 富士・東部林務環境事務所環境課 ☎ 0554-45-7811
- 西桂町役場 産業振興課 ☎ 25-2121



遊休農地の草刈等 管理の徹底を！

これから更に空気が乾燥し火災等の起こりやすい時期を迎えます。早めの対応をお願いします。

農業委員会では、毎年農地パトロール並びに遊休農地実態調査を実施しております。その結果、農地においては雑草で繁茂する状況にあるところも少なくありません。このような農地は、周辺農地に様々な支障を生じさせるだけではなく、多くの方に多大な迷惑をかけていることを自覚して頂きたいと思えます。自覚することができれば、所有者自身何をしなければならぬのか自ずと分かるはずです。

自分の農地は、自分で管理し、周囲に迷惑をかけないことが農地を所有する者としての最低の守るべきモラルではないでしょうか。

よって、このような状態の農地所有者には、雑草の除草を早急にお願いと共に、毎年このようなことのないよう併せてお願いします。

耕作放棄地実態調査の実施

耕作されていない遊休農地は年々増加傾向にあり、現在全国で約38万haに及びます。これは、

東京都の面積の約1.7倍にも相当する膨大なものです。山梨県では、長崎県に次いで全国でも2番目に遊休農地が多いと言われています。

遊休農地は、病害虫の発生など周囲の農業に悪影響を与えることはもちろん、一般産業廃棄物の不法投棄の場となりやすいなど、地域社会の環境悪化に繋がる大きな社会問題にも発展しています。

このような遊休農地を解消し農業の担い手に対し利用集積するなど有効活用に努め、農地として再生していくことが今後の課題でもあります。

そのためにも自分たちが住む町の実態を把握することが重要です。平成20年度において、国の指導により、一筆ごとの農地の現況が「農地であるか、非農地であるか」判断することを農業委員会に求められています。

よって、この判断をするため、農業委員会では今年度現況調査を実施させて頂いておりますのでご協力をお願いします。

また、この調査の結果、『非農地』と判断する農地もあります。その場合には、所有者に対し「非農地通知」を送付することとなりますのでご承知頂きたいと思えます。

自分の土地であっても、農地には様々な法律の規制があります。

もう一度自分の農地がどのような状態か確認してみましよう！ ひよっとしたら、農地を無断で転用していることも…。気が付いたら早めに農業委員会に相談しましょう！
放っておくと大きな問題に発展することもあります。

農地の無断転用を防ごう！ 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。

一時転用とは？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、土捨て場、残土の置き場、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。

農地の転用には許可が必要 です。

農地は農業生産の基盤であり、食料の生産はもとより、景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものにされると元に戻すことが難しく、許可なく勝手に農地以外のものに

転用すると、計画的な土地利用ができず、周辺農業へ支障を生じることがあるなど周りの皆さんの迷惑になります。そのため、農地を転用する場合には、許可等の手続きが必要なのです。

農地転用の手続きは？

転用の手続きには、次の①・②の2つのケースがあります。

①農家が自分の所有する農地を転用する場合
(農地法第4条申請)

②事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合
(農地法第5条申請)

①・②の申請に対する許可は、地元農業委員会を経由し知事が行います。但し、4haを超える農地転用の場合には農林水産大臣の許可となります。

農地を転用して住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも農振法や都市計画法等の他法令によって建設等が規制される場合があります。この場合には、他法令による許可等が得られる見通しがない限り農地転用の許可は行われません。特に、農振農用地区域内農地は、原則転用できません。転用するためには区域からの除外が必要になります。

許可なく転用したら？ 無断転用には厳しい罰則

許可を受けずに農地の転用をした場合は、農地法に違反することとなり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができま

す。

無断転用（農地法第4条・第5条の違反）をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処することとされています。（農地法第92条）

また、知事の原状回復命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。（農地法93条）

自分の農地に農業用倉庫等を建設する場合

自己の所有する農地を自己の農地の保全、利用増進のための必要な施設（耕作の事業のための道路、用排水路等）並びに自己の所有する農地を農業経営上必要な施設（農業用倉庫・作業場・畜舎等）に転用する場合で、その面積が2アール（200㎡）未満のときは、「農業用施設のための転用届出書」の提出だけで済みます。但し、工事に着手する前までに、農業委員会へ届出をしてください。

【根拠法令】

農地法施行規則第5条第1項（農地の転用の制限の例外）

資金繰りを応援する、緊急保証制度を実施中!!

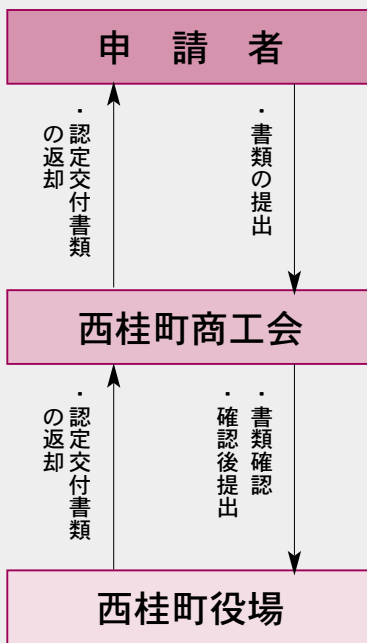
中小・小規模企業 緊急保証制度認定申請書 手続きについて

政府の「安心実現のための緊急総合対策」を受け、業況の悪化している業種に属する中小・小規模企業者を支援するための措置として、セーフティネット保証制度（緊急保証制度）が、平成20年10月31日から開始されております。

西桂町においても、役場産業振興課が認定の受付窓口となつていますが、制度の要件や申請書類の確認について、専門性や迅速性を要する必要があることから、役場産業振興課と商工会で協議した結果、セーフティネット保証制度（緊急保証制度）の認定申請及び申請書類の確認手続きについて、商工会を受付窓口にするようになりました。手続きの流れはつぎのとおりになります。

申請書及び必要な書類については商工会（☎25-20015）に確認の上、手続きをしていただきますようお願いいたします。

【手続きの流れ】



※認定書交付書返却については、迅速に対応いたします。

福祉保健課

自動車燃料費の助成事業

（お知らせ）

県では、心身障害者が使用する自家用自動車の燃料費の一部を助成します。受付は次の日程で行ないますので最寄の会場で手続きを行なつて下さい。なお、都合により来庁できない場合は平成21年1月31日（土）消印で郵送も受け付けます。

請求受付日時及び会場

- ★ 平成21年1月7日（水）
富士・東部保健福祉事務所
- ★ 平成21年1月8日（木）
上野原市文化ホール
- ★ 平成21年1月13日（火）
いきいきプラザ都留
- ★ 平成21年1月20日（火）
富士ふれあいセンター
- ★ 平成21年1月23日（金）
大月市総合福祉センター
- ★ 平成21年1月27日（火）
富士・東部保健福祉事務所

対象者

◎ 午前10時～午後3時まで
H20年度に自動車税又は軽自動車税の減免をうけているか、もしくはH21年度から減免を受けることができ、次のいずれかに該当する方。

- (1) 身体障害者手帳の総合等級 1級又は2級
- (2) 療育手帳の障害程度 A

〒4003-0000

富士吉田市上吉田1-2-5

富士・東部保健福祉事務所
福祉課障害福祉担当

☎0555-24-9032

◎ 請求用紙は町にあります。
いきいき健康福祉センター
（福祉保健課）

**ひとり親家庭小中学校
入進学支度金支給に
ついて**

平成21年4月に小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭に対し、県より「ひとり親家庭小中学校入進学支度金」を支給します。平成21年1月1日現在、次の要件をすべて満たす方は、富士・東部保健福祉事務所へ申請して下さい。

【要件】

- 県内在住者であること
- 平成21年4月に山梨県内の小中学校（特別支援学校の小学部・中学部を含む）へ入進学する児童を監護し、生計を同一とするひとり親家庭の親（父を含む。）であること
- 平成20年度（平成19年分）の

所得税が非課税であること

■ 生活保護受給世帯でないこと

【支給額】

児童1人につき1万円

【申請期限】

平成21年1月30日（金）

※平成21年1月1日以降に要件に該当するようになった場合、もしくは、1月30日までに申請が出来なかった場合には、平成21年3月31日（火）まで受け付けません。

【提出書類】

- ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給申請書
- 西桂町ひとり親家庭医療費助成受給者証

※申請書用紙は、富士・東部保健福祉事務所または、西桂町福祉保健課（いきいき健康福祉センター）にあります。

【提出場所】

富士・東部保健福祉事務所・福祉課

【お問い合わせ】

- 富士・東部保健福祉事務所
☎24-9042
- 西桂町福祉保健課福祉係
☎25-4000



インフルエンザを 予防しましょう

インフルエンザとは…

インフルエンザウイルスによる感染症で、罹患者の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫と共に放出されたウイルスを、鼻腔や気管など気道に吸入することによって感染します。感染すると急に発症する38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などに加え、咽頭痛、鼻汁、咳などの上気道炎症状がみられ、全身倦怠感などの全身症状も出現します。乳幼児、高齢者、基礎疾患を持つ人では、気管支炎、肺炎などを併発したり基礎疾患の悪化を招き重症化することが多く、最悪の場合死に至ることもあるので特に注意が必要です。

インフルエンザの予防方法

- 手洗い、うがいを励行しましょう。
- 外出時にはマスクを着用し、流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- 常日頃から十分な睡眠とバランスよく栄養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- 加湿器等で室内の湿度を適度（50～60％）に保ちましょう。
- 室内を清潔に保ち、定期的に部屋の空気を入れ換えましょう。

○ 医師と相談して、流行前にインフルエンザの予防接種を受けましょう。（流行前のワクチン接種は、罹患した場合の重症化防止に有効です。）

インフルエンザにかかったら

- 他の疾患にも共通して言えることですが、早めに治療し、体を休めることは、自分のからだを守るだけでなく、他の人にインフルエンザをうつさないためにも大変重要なことです。
- かぜだと考えずに、早めに医療機関を受診し治療を受けましょう。
- 安静にして休養をとりましょう。特に睡眠を十分にとることが大切です。
- お茶、ジュース、スープなど、飲みたいもので水分を十分に補給しましょう。
- インフルエンザに罹患し咳症状がある場合は、マスクを着用しましょう。

ふれあい健康相談の お知らせ！

保健係では、平成21年1月より『ふれあいサロン三ツ峠』において、毎月1回、健康相談を開始いたします。
ぜひ、お立ち寄りください。

町からのお知らせ

第36回 健康づくりのつどい

11月16日(日)健康づくりのつどいが、中学校多目的ホールで開催されました。式典においては、3歳児歯科優良表彰児24名・献血10回目協力者3名・献血協力企業2社の各表彰が行われました。食生活改善推進員会「私たちの健康は私たちの手で」の活動発表・愛育会「愛育は声えかけ活動から…」今までの活動を寸劇として発表しました。講演

は、県内の小中学校を中心に「生命の授業」を実施されている新藤京子先生の「生きる喜び」は、判りやすく笑いも見られ、高齢者から3歳児同伴の親子まで、大変な好評を得ました。一般参加者が少なかったことが残念でした。



《開催場所》
ふれあいサロン三ツ峠
《開催日》
毎月第2水曜日
午前10時～12時（祝日の場合は第3水曜日に行います。）
《内容》一般健康相談、生活習慣病予防・禁煙等相談を行います。必要に応じて身長・体重・体脂肪・血圧等測定いたします。

関戸佐智子さん 山梨県介護者ねぎらい 事業表彰

倉見地区の関戸佐智子さんは、永年にわたり家庭において夫 光明さんを献身的に介護されていることから、山梨県知事より、日頃の労をねぎらい表彰されました。



教育委員会

フラワーアレンジメント 教室参加者募集

大切な人に花を送る・・・誕生日、結婚記念日、出産祝、etc・・・優しい気持ちと一緒に素敵なお花をお届けできるフラワーアレンジメントのテクニックやデザインを学んでみませんか！

指導者 小林正幸氏

開催日時

1月23日(金)

2月13日(金)・27日(金)

3月13日(金)・27日(金)

午後7時30分～9時

開催場所

YLO会館2階研修室

参加費

1千円

材料費

1回につき約1千円(花代として)

申込み方法

1月9日(金)までに教育委員会までお申込みください。なお、参加者が6名に達しない場合は開催いたしません。

お問合せ先

社会教育担当 川村



町からのお知らせ・お知らせ

大月税務署からの お知らせ

確定申告のお知らせ

所得税の確定申告の相談、申告書の受付及び納税の期限は、

2月16日(月)～3月16日(月)までですが、還付申告は、1月5日(月)から提出することができます。

贈与税は、2月2日(月)～3月16日(月)までです。

個人事業者の消費税及び地方消費税は、1月5日(月)～3月31日(月)までです。

※提出期限間近になりますと、税務署は大変混雑いたしますので、申告はお早めにお願ひします。

国税庁ホームページ

[<http://www.ntago.jp>]にて、確定申告に必要な各種情報を提供しています。

確定申告書等作成コーナー画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書を作成することができます。プリンタを使って印刷したものをそのまま税務署に提出できます。

申告書、各種計算書、明細書及び説明書等がダウンロードできます。

申告書の提出は、郵便又は信書便による送付をお願いします。

なお、申告書の「控」に税務署受付印の押印を希望する方は、ボールペン又は万年筆で記載した「控」と宛先を記入した返信用封筒(切手を貼付)を同封してください。

税務署の閉庁日(土曜・日曜・祝日等)は、相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は郵送又は信書便による送付や税務署の時間外收受箱への投函により、提出することができます。

税務署からは、申告書の提出後に、納付書や納税のお知らせは送付されませんので、申告により納付すべき税金は、納付書により、最寄りの金融機関の窓口での納税をお願いします(口座振替を除く)。

※「納付書」は、税務署及び金融機関にご用意しております。

所得税、消費税及び地方消費税の納税には、安全で便利な口座振替をお勧めします。

※所得税の口座振替をご利用されている方でも、新たに消費税及び地方消費税をご利用される場合には、あらためて手続きが必要ですが、

「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関にご用意してお

ります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されており、

りますので、切り離してご利用ください。国税庁のホームページからダウンロードすることも

できます。

申告書は、「手引き」などを参考に

にして、ご自分で正しく作成し、

早めに提出してください。

確定申告書の書き方などについて、次のとおり相談会等を開催しますので、最寄りの会場をご利用ください。お越しの際は、次のものをご持参ください。

・「平成20年分の」税務署から送付された申告書、収入金額・必要経費・所得金額のわかるもの、源泉徴収票、国民健康保険の領収書、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払をした旨を証する書類、生命保険料・地震保険料等の各種控除の支払をした旨などを証する書類

・「平成19年分の」申告書・収支内訳書等の「控」

・「印鑑(認印)」、「計算器具」、「筆記用具」

・「還付申告の方は」還付金の振込先金融機関名・預貯金種別・ご本人の口座番号がわかるもの

確定申告の相談会等のお知らせ

開催日	時間	会場	所在地
2月3日(火)	10:00 ～ 12:00	都留市役所	都留市上谷1-1-1
2月4日(水)	12:00 ～ 13:00	上野原市もみじホール	上野原市上野原3645
2月5日(木)	13:00 ～ 16:00	富士吉田市民会館	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23
2月6日(金)	16:00 ～ 17:00	富士河口湖町中央公民館	富士河口湖町船津1747

確定申告書作成相談会

「確定申告書作成相談会」では、申告書作成のためのアドバースと申告書の受付を行います。

年金受給者のための申告指導会

開催日	時間	会場	所在地
2月10日(火)	9:00 ～ 12:00	上野原市もみじホール	上野原市上野原3645
2月10日(水)	13:00 ～ 16:00	富士吉田市民会館	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23
2月12日(木)	16:00 ～ 17:00	富士河口湖町中央公民館	富士河口湖町船津1747

税理士会が行う相談会です

問合せ先 大月税務署
 ☎ 05554・22・3153

**東京地方税理士会
 大月支部よりお知らせ**

●年金及び医療費還付申告のため
 の広域無料相談会

開催日日時

2月12(木)、13日(金)の2日間
 午前10時から午後4時

場所 甲府市総合市民会館

対象者 山梨県全域の納税者

内容 年金受給者及び給与所得者で医療費控除を受けられる方の税金還付の相談会です。

●小規模納税者のための無料相談会

開催日	時間	会場	所在地
2月16日(月)	10:00	都留市役所	都留市上谷1-1-1
2月16日(月) 2月17日(火) 2月18日(水)	12:00	富士吉田市民会館	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23
2月16日(月) 2月17日(火)	13:00	上野原市もみじホール	上野原市上野原3645
2月18日(水)	15:00	富士河口湖町中央公民館	富士河口湖町船津1747

平成20年度 山梨県県政功績者表彰

去る11月20日、平成20年度山梨県県政功績者表彰式が行われ、町内の小山忠男氏と石原滋氏が長年にわたり町議会議員として町政の発展に尽力された功績により、山梨県知事より表彰されました。



「税理士会が行う無料申告相談」は、小規模納税者の方の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の方の所得税申告を対象としております。
 土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方や所得金額が高額な方又は収入金額が多額な方、相談内容が複雑な方は、ご遠慮ください。

●税理士記念日無料相談会
 (2月23日は税理士記念日です)
 日時 2月23日(月)
 午前10時から正午
 午後1時から午後4時
 場所 東京地方税理士会
 大月支部事務局(会議室)
 内容 譲渡・相続・贈与等の相談も含まれます。
 問合せ先 東京地方税理士会大月支部
 ☎ 0555・22・8481

お知らせ

**西桂町の小学生が大活躍
 タグラグビー大会で優勝**

11月24日、全国小学生タグラグビー選手権大会山梨県予選が行われ、西桂小学校の藤本裕介くん、渡辺式貴くん、樋口晶大くん、七澤俊介くん(いずれも6年生)七澤諒太くん(5年生)が所属する都留市・西桂町連合チーム都留ラグビースクールが優勝を果たしました。1月11日に地元山梨で行われる南関東ブロック大会での活躍を期待します。



**県からの
 お知らせ**

**～やまなし土木施設環境
 ボランティアについて～**

身近にある道路・河川・公園を、皆様の手で清掃や除草をして、魅力ある街にしませんか？
 県では、年間を通して美化活動に取り組んでいただける環境ボランティアを広く募集しています。

- ◆活動の内容 清掃、除草、除雪、花の植栽(種まき)
- ◆応募できる方 地域住民(自治会、老人クラブ、商店会、住民の有志など)その他の団体(企業、学校など)5名以上のグループ
- ◆活動していただく区域 県が管理する道路、河川、公園などの一定区間(最小区域はおおむね延長100m以上または面積200㎡以上)
- ◆支援内容 美化活動に必要な道具類の支給、認証プレートの設置、参加者のボランティア傷害保険への加入
- ◆問い合わせ先 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所 道路課 道路維持担当

☎ 0555-24-9087 FAX 0555-24-9052



保 育 所



お宮参り

11月14日(金) 諏訪八幡神社まで、七五三のお宮参りに出かけました。これまでの成長と健康に感謝をし、これからの更なる成長を祈願し、手を合わせることができました。



生活発表会 (おみせやさん)

11月22日(土) 生活発表会 (おみせやさん) が開催されました。おはなしシアターでは様々な出し物で楽しみ、各年令で取り組んできたペンダントや折り紙活動、アイスクリームにハガキなどのお店が並び、親子で買い物を楽しみました。絵画作品も展示され、子ども達の成長を随所に感じられる一日でした。



活動報告

都留市の方や町民の方々に鳥の巣箱作りを教えて頂き、子ども達も釘を打ったり、金具を取り付けたりと一生懸命作りました。手作りした巣箱はYLO会館周辺の木に設置しました。



ひよこ学級活動報告



12/3 クリスマス会

子ども達も一緒におうたを歌いながらパネルシアターを見たり、親子で「ゆらゆらツリー」を作りました。サンタさんと一緒にダンスしたり、1人ずつプレゼントも頂きました。とっても楽しいクリスマス会になりました。

児童館活動報告



11/15 モールで小物づくり

ひょうたんモールなど変わった形のモールを用意し、モールをからめてカゴを作ったり、モールを丸めて動物のキーホルダーを作りました。その他、指輪やプレスレット・白鳥など自分で自由に形を考えて楽しく作りました。

11/29 もちつき大会

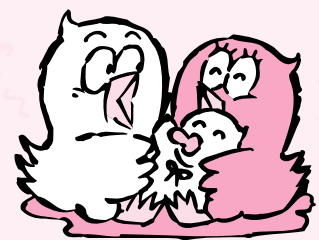
臼と杵を使った昔ながらの「おもちつき」を体験しました。お餅の味も5種類あり色々な味を楽しみました。民生香員さんにお手伝いいただき、つきたてのあたたかくてやわらかいお餅をお腹いっぱい頂きました。

母親クラブ活動報告



11月21日、「マフィン作り」をしました。ホットケーキの素に水を入れて混ぜ、カップに入れてレンジでチン！子ども達と一緒に楽しく作りみんなでおしく頂きました。

学童クラブ



川村猛男氏 瑞宝双光章受賞

平成20年11月1日発令の高齢者叙勲において、川村猛男氏は長年の学校教育と町の行政に対する功績が認められ、「瑞宝双光章」を受賞されました。



人口と世帯

平成20年12月1日現在

男 2,365人 (-1)
 女 2,459人 (+2)
 合計 4,824人 (+1)
 世帯 1,495世帯 (+1)

11月届出

倉見渡部利喜造 保
 倉見川村そのの 龍親族雄
 おくやみ(死亡)
 下暮地太田一慶 一成
 倉見藤朝日 盛道
 下暮地佐藤沙和 知
 おめでた(誕生) 保護者

慶弔

1月・2月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1月の納税 町 県 民 税 第4期 国民健康保険税 第5期 介護保険料 第5期 後期高齢者医療保険料 第7期				1月 元旦 1 ● 町内一周神社初詣マラソン am9:30~12:00 (YLO会館)	2	3
4	5	6	7	8	9 ● ひよこ学級 am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	10 ● 消防出初式 am9:30~am11:00 (西桂中学校) ● 資源化物回収 am7:00~ ● 児童館休館
11 ● 成人式 pm1:00~ (中学校多目的ホール)	12 成人の日	13 ● 「ねんきん特別便」 無料出張相談所開設 am9:00~pm4:00 (役場)	14 ● ふれあい健康相談 am10:00~12:00 (ふれあいサロン)	15	16	17 ● ニードルフェルト pm1:30~ (児童館) ● 生活発表会 「リトミック」 年少 (保育所)
18	19	20 ● 生活発表会 「リトミック」 ひまわり組 (保育所)	21 ● 1歳6ヶ月健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	22 ● 生活発表会 「リトミック」 らいおん組 (保育所)	23	24 ● 児童館休館 ● 中学校図書室 一般開放日 am12:00~pm3:00 ● 未満児の会 (保育所)
25	26	27	28 ● 乳児健診 pm1:30~ (いきいき健康福祉センター)	29 ● すくすく1歳育児相談 am10:00~ (いきいき健康福祉センター) ● 5歳児健康相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	30	31 ● カードゲーム大会 am10:00~ (児童館) ● 生活発表会 「リトミック」 年中 (保育所)
2月 1	2 ● ひよこ学級 am10:00~ (児童館)	3 ● 豆まき (保育所)	4	5	6	7 ● お菓子作り am10:00~ (児童館)
8	9	10 ● マタニティクラス am10:00~ (いきいき健康福祉センター) ● 「ねんきん特別便」 無料出張相談所開設 am9:00~pm4:00 (役場)	11 建国記念の日	12	13 ● 育児学級 am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	14 ● 資源化物回収 am7:00~ ● 児童館休館 ● 中学校図書室一般開放日 am12:00~pm3:00

行事予定・人のこころ



この広報紙は環境保護のため、再生紙、大豆油インキを使用しています。